

平成30年12月17日

会員各位

岐阜県行政書士会
第二業務部担当
副会長 安藤信雄

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」に関する説明会について
(報告)

日頃は岐阜県行政書士会第二業務部の事業にご協力をいただきまして有難うございます。

さて、平成30年11月16日に施行となりました標記法律に関して、農林水産省主催の説明会が平成30年12月13日（木）岐阜県シンクタンク庁舎で開催されました。そのときの資料を岐阜県行政書士会ホームページの会員のページ（農林部会）欄に掲載しましたのでご覧ください。

※ 説明会参加団体 各市町村農業委員会 農地中間管理機構 岐阜県農政部
農村振興課 岐阜県農業会議
オブザーバー 岐阜県司法書士会 岐阜県行政書士会

**農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の概要
(平成30年11月16日施行)**

背景

- (1) 全農地の約2割(93.4万ha)を占める相続未登記農地等は、共有者の探索等がネックとなり、農地の集積・集約化を阻害
- (2) 農作物栽培の効率化・高度化を図る観点から農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りしようとすると、農地転用許可が必要となり、農地のまま設置することができない。

法律の概要

1. 相続未登記農地等の利用の促進

- (1) 所有者不明農地について、相続人の一人(固定資産税等を負担している者等)が農地中間管理機構に貸付けてくるよう、農業委員会の探索・公示手続を経て、不明な所有者の同意を得たとみなすことができる制度を創設
農業委員会による不明者の探索は、一定の範囲に限定
(基盤強化法第21条の2～第21条の4、農地法第32条)
- (2) 共有持分の過半を有する者の同意((1)のみなし同意を含む。)を得て、又は、知事裁定を経て設定される利用権の存続期間の上限を「5年」から「20年」に延長
(基盤強化法第18条第3項第4号、農地法第39条第3項)

相続人の貸付け意向等

不明者の探索の要請【市町村】

探索・公示【農業委員会】

不明者のみなし同意

農用地利用集積計画の作成・公告
【市町村】

農地中間管理機構への利用権の設定

2. 底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の取扱い

- (1) 農業用ハウス等を農地に設置するに当たって、農業委員会に届け出た場合には、内部を全面コンクリート張りとした場合であっても、農地転用に該当しないものとする。(農地法第43条、第44条)

【環境制御システムの導入】

